

JiCWEELS

JAPAN INTERNATIONAL CORPORATION
OF WELFARE SERVICES



JICWELS

国際厚生事業団(JICWELS)は、国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的として、1983年(昭和58年)7月7日に厚生省(現厚生労働省)から社団法人の認可を受け設立されました。

当事業団は、当初、アジア地域を中心とした開発途上国の人材育成を目的とした研修事業をメインに調査やプロジェクトの実施、国際会議の実施など保健医療・福祉分野の政府開発援助事業(ODA)を行ってきました。

2008年(平成20年)からは経済連携協定(EPA)に基づき来日する外国人看護師候補者、介護福祉士候補者の円滑な受入れ、国家資格を取得するための支援、相談等の事業を開始しました。更に、2019年(平成31年)からはEPAに限らず広く外国人介護人材に対する支援事業を行っています。

この間、2013年(平成25年)4月には、これらの事業を公益目的事業とした公益社団法人として活動しております。

Japan International Corporation of Welfare Services (JICWELS) was established with the approval of the Ministry of Health, Labour and Welfare in July 1983 for the purpose of contributing to the promotion of international health and social welfare.

Initially, JICWELS implemented technical cooperation by ODA, such as human resources development for the developing countries, mainly for ASEAN countries, sending short term experts and study teams to the developing countries, organizing international conferences and meetings.

From 2008, JICWELS began a new project that is to support foreign nurses and care workers under Economic Partnership Agreement (EPA) such as to implement smooth and appropriate acceptance, offering necessary knowledge and skills in order to acquire the national qualification, establishment of consultation line and others. Moreover from 2019, JICWELS started a project that provides support not only to the ones under EPA but to other foreign care workers.

We implement all the projects for public benefit services as public interest incorporated association since April 2013.

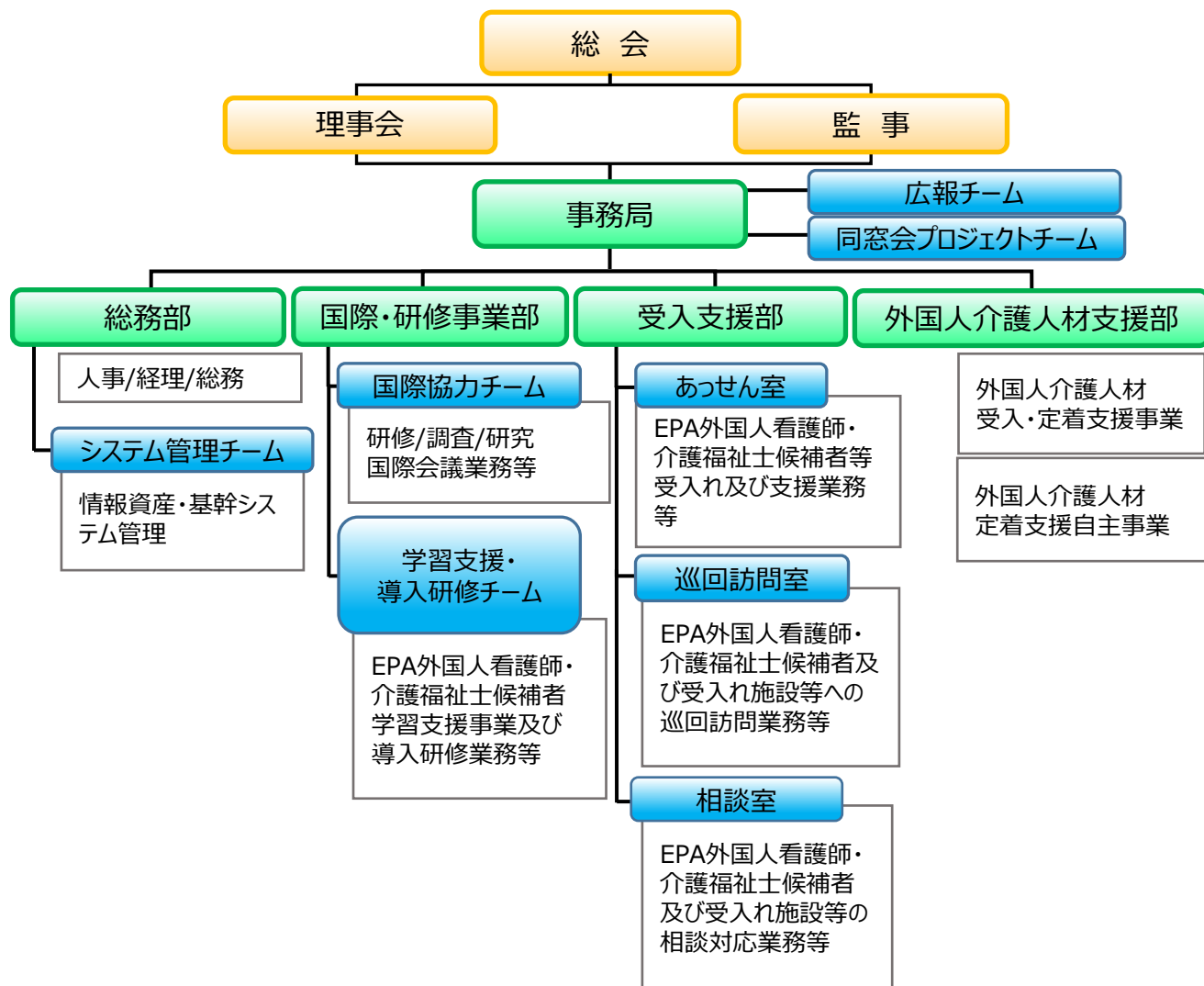
事業内容（定款第4条第1項抜粋）

事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海外の保健医療、社会福祉、社会保険等福祉の各分野にわたる専門家等に対する研修
- (2) 日本の福祉に関する海外向け広報
- (3) 海外福祉情報の収集、分析、普及及び出版物の刊行
- (4) 諸外国の福祉に関する調査研究
- (5) 福祉関係の文献等の翻訳
- (6) 福祉分野における国際交流活動への援助
- (7) 経済上の連携に関する協定に基づく福祉分野における外国人専門家の受け入れの支援
- (8) 外国人介護人材への支援
- (9) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

事業団組織

(2023年6月現在)



事業団役員

理事長	水田	邦雄
専務理事	片岡	佳和
理事	石田	敬二
理事	井部	俊子
理事	今田	寛睦

理事	河内	孝
理事	清塚	雅彦
理事	中川	祥子
監事	岡田	太造
監事	中川	智明

(2023年6月現在)

I 調査研修等事業

JICWELSは、昭和58年に設立されて以降、厚生労働省の委託を受けて、長年、アジア地域を中心とした開発途上国を対象に厚生分野の人材育成事業を行ってきました。平成16年度にはこれまで厚生労働省から委託されていた予算が独立行政法人国際協力機構(JICA)に移管され、現在は、JICAからの委託研修事業を中心に世界保健機関(WHO)などからも委託を受けています。

これまでに、6,000名を超える人材がJICWELSの研修を修了し、自国での国づくりに邁進しています。

薬事行政研修(医薬品の製造品質管理を含む)

開発途上国の薬事行政関連業務に従事する行政官や基幹病院に勤める薬剤師を対象として、日本における医薬品行政に関する法整備、審査体制、安全性対策、感染症対策、監視指導体制、調達・販売流通管理、GMPの有効性、安全性及び品質が確保された医薬品の供給に関する経験・ノウハウ等を紹介します。

諸外国の薬事制度の向上を目的とし、薬事行政全般の法制度に関する講義、医薬品関連機関・地方自治体への訪問等で構成された研修を関係機関の協力のもとに実施しています。



水道管理行政研修

開発途上国の水道行政を担当する行政官や水道事業体の幹部職員を受入れ、日本の水道行政に関する経験や技術、水道整備に関する国際的な取り組みや今後の動向などを紹介します。研修参加国の水道事業運営の向上のための方策を導き出すことを目的とし、水道事業運営の向上手法に関する講義や演習、水道事業体への訪問などで構成された研修を実施しています。



我が国の開発途上国への技術協力は、主に人材育成を目的としたプロジェクトです。JICWELSでは、日本に諸外国の研修員を呼んで実施している研修事業の他、保健医療や水道分野の調査やプロジェクト等、開発途上国の現場での開発協力にも参加しています。

水道分野の国際協力検討事業

厚生労働省からの委託を受け、水道分野の国際協力における優先的、積極的に取り組むべき課題について、産学官の専門家により、情報収集、整理、分析等を行い支援方針の検討、共有を行ってきました。近年は気候変動をテーマに、効果的・効率的な国際協力、国際貢献の展開を促進し、ひいては気候変動下での被援助国の水道の自立的発展に資することを目的として事業を実施しています。



水道インフラ輸出拡大に係る調査・検討等一式

厚生労働省からの委託を受け、日本の官民が連携し、水道インフラの輸出拡大に向けて相手国への技術PRを行い、東南アジア地域等の開発途上国に対する日本の水道産業の展開を支援することを目的として実施しています。また、日本の水ビジネスの海外展開を一層効果的に推進するため、実態を把握・分析するとともに、今後の海外展開に関する方策等について検討を行っています。



Ⅱ EPA受入支援

経済連携協定(EPA)に基づき、インドネシアについては2008年度から、フィリピンについては2009年度から、また、2014年度からは交換公文に基づき、ベトナムから、日本の看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す候補者の受入れが行われています。

経済連携協定に基づくインドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れは、一定の要件を満たすインドネシア人・フィリピン人・ベトナム人が看護師候補者あるいは介護福祉士候補者として入国し、日本の看護師、介護福祉士の国家資格を取得するために一定の要件を満たす病院・介護施設(受入れ施設)で就労・研修を行い、国家資格の取得後に看護師・介護福祉士として継続して就労が認められる制度です。

この外国人看護師・介護福祉士等の受入れ枠組みにおいて、JICWELSは、日本の唯一の受入れ調整機関として日本国内の病院、介護施設を対象に外国人候補者等のあっせんや学習支援等の業務を厚生労働省等と連携しながら円滑かつ適正に進めています。



EPA看護師・介護福祉士受入事業

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入を円滑に実施・運営するため、受入れ希望機関の募集、要件確認、求職者情報の翻訳・提供、マッチング等を実施しています。さらに、候補者等の就労開始後は、受入れ施設に対する滞在雇用管理支援や受入れ施設・候補者等へのメールマガジン配信、資格取得者向け研修等、受入れ事業の円滑化のために必要な支援業務を行っています。

2022年度までの受入れ人数累計実績(2023年3月1日時点)

インドネシア人	看護師候補者	738人	介護福祉士候補者	2,900人
フィリピン人	看護師候補者	667人	介護福祉士候補者	2,717人 <*1>
ベトナム人	看護師候補者	239人	介護福祉士候補者	1,457人

<*1> 就学コース含む

EPA看護師・介護福祉士受入支援事業

受入を円滑かつ適正に実施・推進するため、送り出し調整機関との連絡調整、受入れに関する国内広報活動、看護・介護導入研修・就労ガイダンスの実施、受入れ機関からの各種報告の受理、受入れ機関・候補者に対する研修・就労等に関する相談支援、巡回訪問等の事業を行っています。

さらに集合研修、E-ラーニング、通信添削の実施、過去問題の提供等候補者の国家試験合格に向けての学習を支援しています。



Ⅲ 外国人介護人材支援事業

外国人介護人材が日本の介護現場において円滑に就労・定着することを目的とし、外国人介護人材および受入れ施設を対象とした相談支援、外国人介護人材向けの交流会・相談会の開催支援、介護分野の特定技能協議会事務局業務、特定技能外国人を受け入れている施設への巡回訪問や、国内外に向けた日本の介護のPR等を行っています。

(参考)

介護分野の特定技能協議会登録数(2023年4月28日現在)

12,184人(3,422法人、5,582事業所)



Ⅳ その他

出版・情報普及事業

情報普及事業として、国際厚生事業団の情報提供、活動報告をまとめた会員向けニュースレターの配信、EPA受入支援事業にかかる研修用教材等の発刊を行っています。



広報活動事業

アジア諸国の社会保障・医薬品・医療機器・水道の実情や調査・研究等事業の成果物を各関係機関へ配布するなどの情報提供を行っています。



公益社団法人 国際厚生事業団

〒104-0061

東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビル3F

MATSUOKA GINNANA BLDG.3F, 7-17-14 GINZA CHUO-KU, TOKYO
104-0061 JAPAN

Japan International Corporation of Welfare Services
(JICWELS)

◆総務部

TEL : 03-6206-1136 FAX : 03-6206-1164

◆国際・研修事業部

- ・国際協力チーム TEL : 03-6206-1137 FAX 03-6206-1164
- ・学習支援・導入研修チーム TEL : 03-6206-1198 FAX 03-6206-1165

◆受入支援部

- ・あっせん室 TEL : 03-6206-1138 FAX 03-6206-1165
- ・巡回訪問室 TEL : 03-6206-1765 FAX 03-6206-1165
- ・相談室 TEL : 03-6206-1772 FAX 03-6206-1165
- ・EPA相談窓口 TEL : 0120-115-311 (通話料無料)

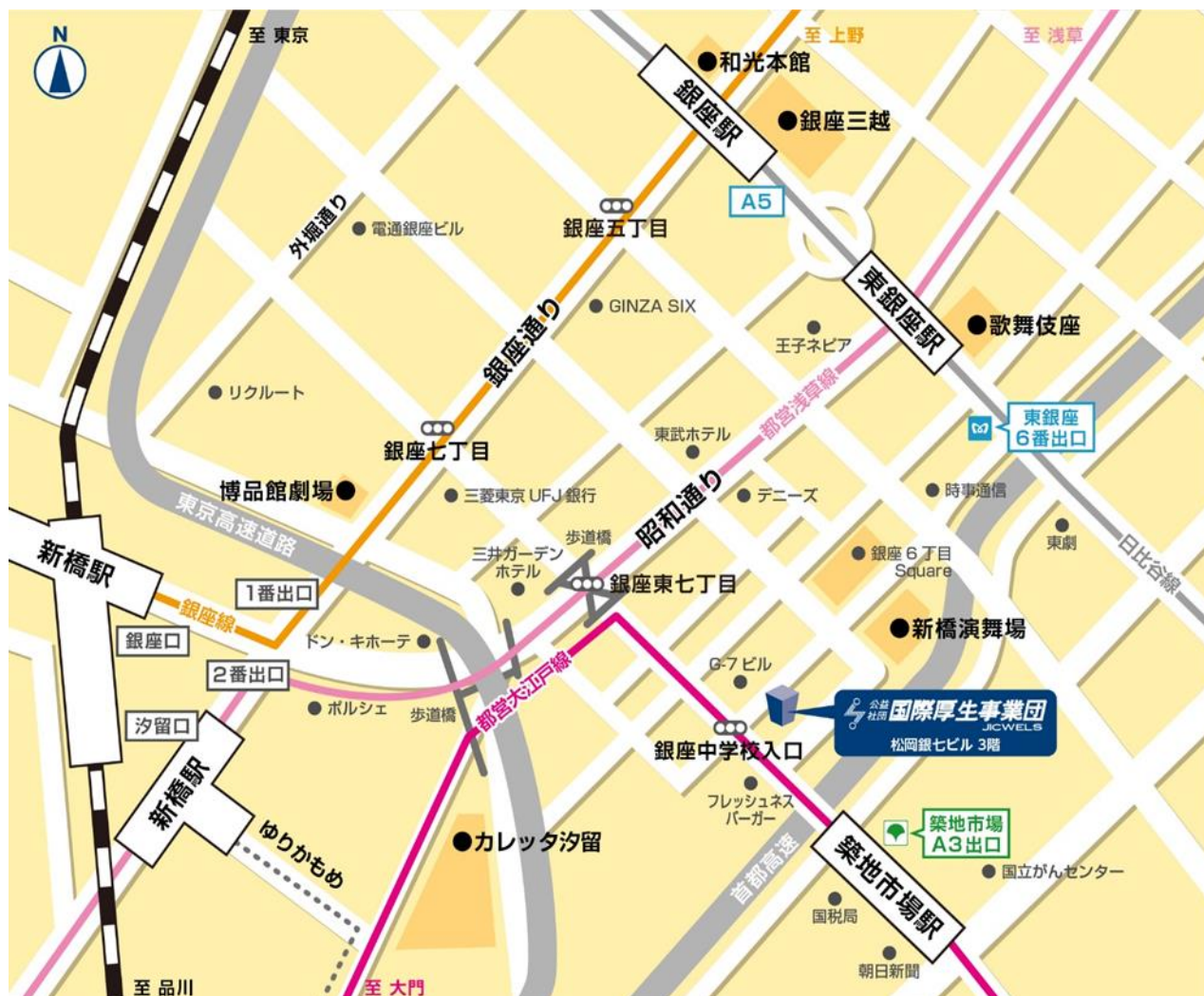
※音声ガイダンスに従い英語・インドネシア語・ベトナム語の各相談窓口へおつながり下さい。

◆外国人介護人材支援部 TEL : 03-6206-1262 FAX : 03-6206-1165

- ・外国人介護人材相談窓口 TEL : 0120-118-370 (通話料無料)

<https://jicwels.or.jp>

公益社団法人国際厚生事業団 事務所案内図 – Information Map –



- ・ 都営大江戸線「築地市場駅」A3出口より徒歩3分
3minutes' walk from TUKIJISHIJO Station, Subway Toei O o e d o line
- ・ 東京メトロ 日比谷線・都営浅草線「東銀座駅」6番出口より徒歩5分
5 minutes' walk from HIGASHIGINZA Station, Subway Tokyo-Metro Hibiya Line / Subway Toei Asakusa line
- ・ 東京メトロ銀座線「銀座駅」より徒歩7分
7minutes' walk from G I N Z A Station, Subway G i n z a line
- ・ JR「新橋駅」より徒歩10分
10minutes' walk from S H I N B A S H I Station, J R line